

## 建設水道常任委員会記録

令和3年 第2回定例会	
1 日 時	令和3年6月17日(水) 午前10時00分 開会 午前11時08分 閉会
2 場 所	議場
3 出 席 委 員	市 田 登 委員長 大 島 久 幸 副委員長 鈴 木 紹 平 委員 橋 本 修 委員 梶 原 隆 委員 津久井 健 吉 委員
4 欠 席 委 員	
5 委員外出席者	増淵議長、鈴木副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事 務 局 職 員	小杉局長 柳田 書記
8 会 議 の 概 要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

建設水道常任委員会 説明員

部局	職名	氏名	人数
都市建設部	都市建設部長	福 田 哲 也	11名
	都市計画課長	郷 昭 裕	
	整備課長	上 澤 均	
	維持課長	小 磯 栄 一	
	建築課長	松 本 護	
	建築指導課長	埴 純 人	
	都市計画課長補佐	塩 澤 孝	
	整備課長補佐	高 久 治 勇	
	新鹿沼駅西区画整理室長	手 塚 寿 彦	
	建築課住宅係長	戸 崎 守	
	維持課路政係長	宇 賀 神 喜 紀	
上下水道部	上下水道部長	木 村 正 人	7名
	企業経営課長	塩 澤 昌 宏	
	水道課長	福 田 光 広	
	下水道課長	湯 沢 浩	
	水道課長補佐	関 口 正 視	
	水道課長補佐	鈴 木 久 夫	
	下水道事務所長	橋 本 浩 一	
合計			18名

## 建設水道常任委員会 審査事項

- 1 議案第40号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)）
- 2 議案第47号 市道路線の廃止について
- 3 議案第48号 市道路線の変更について
- 4 議案第56号 鹿沼市市営住宅条例の一部改正について
- 5 陳情第4号 市道0024号線の舗装工事及び排水溝の整備について
- 6 陳情第5号 畑地構造改善事業地内の畑地に、雨水(普通の雨でも)が溜まり、梅雨時期と秋雨時は特に収穫不能の死畑地が多発している件について

## 令和3年第2回定例会 建設水道常任委員会概要

○市田委員長 定刻になりましたので、早速始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

今回も、議場の3密状態を回避するため、執行部出席者を従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、審査は部局ごとに議案順で行い、審査終了後、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

暑くなりましたらどうぞ上着を脱いでいただいても結構でございます。

それでは、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

今議会におきましては、本委員会に付託されました案件は、議案4件、陳情2件であります。

それでは、早速審査を行い、これから都市建設部関係案件の審査を行います。

陳情第4号 市道0024号線の舗装工事及び排水溝の整備について及び陳情第5号 畑地構造改善事業地内の畑地に、雨水（普通の雨でも）が溜まり、梅雨時期と秋雨時は特に収穫不能の死畑地が多発している件につきまして、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、はじめに、陳情第4号及び陳情第5号を審査したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○市田委員長 はい、異議なしと認めます。

それでは、陳情第4号 市道0024号線の舗装工事及び排水溝の整備について及び陳情第5号 畑地構造改善事業地内の畑地に、雨水（普通の雨でも）水が溜まり、梅雨時期と秋雨時は特に収穫不能の死畑地が多発している件についてを議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第4項の規定により、陳情人である鹿沼市上奈良部町自治会長及び鹿沼市上奈良部畑地管理委員会委員長、仲田隆様及び仲田敏紀様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

（陳情人入室）

○市田委員長 仲田隆様、そして、仲田敏紀様、お疲れ様でございます。

早速ですが、市道0024号線の舗装工事及び排水溝の整備について、5分程度説明をお願いいたします。

○陳情人 おはようございます。お世話になってます。上奈良部町自治会長の仲田と申します。

私は自治会長と畑地の管理委員会の委員長をしています。

それで、今日一緒に来ている仲田敏紀さんが副委員長なものですから、一番被害受けている方もいらっしゃるの、私は説明手短にやりますから、仲田敏紀さんのほうで資料ご説明をお願いしたいと思います。

○市田委員長 はい、わかりました。

○陳情人 陳情書のあるとおりなのですが、0024号線、これと畑地の整備ですね。

今から10年前に完成しまして、その当時は24号線の舗装は、今100メートルぐらいはやってあると思うのですが、その他の側道が、全部舗装になりまして、それまでそんなに水が出るとは考えてはいなかったのですよね。

ところが、最近、この大雨、豪雨、その長雨によって、浸透ますとかを設置していただいているのですが、すごい畑地に被害を受けまして、作付しても収穫ができないのですね。

そういう苦情も非常に仲田敏紀さんだけではないのですね。

私ら畑地管理委員会からもそういう話が出ているわけなのですよね。

それで、今回陳情したのも、これ以上、今だって待てないと、たまたまこういう話が持ち上がったものですから、そこで常任委員会にお願いしようということになったものですから、よろしく、こうやって、畑地のことをお願いしたいと思います。

でも、これちょうど10年経って、土地改良の中身は鹿沼市と県のほうのご指導で、もうすばらしい土地改良ができたと思うのですよね。

だから、そういうことは考えていなかったものですから、後からちょっと、変な話、ガス漏れみたいな形になってしまったのですが、これからはもう、この議会の方で、ご検討いただいて、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

あとは、被害が出ている仲田さんにご説明してもらえばわかると思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○市田委員長 では、続けてよろしくお願ひします。

○陳情人 仲田と申します。よろしくお願ひします。

まず、説明するに当たりまして、こういう地図があるのですけれども、皆さん、お手元にありますか。

それですね、まず、0024号線というのは、この黒い線で真っすぐ北に向かってなっているのですよね。

それで、その横に支線がたくさんあります。

これは村から、住宅からその畑に向かう道なのですよね。

それで、大体、舗装も終わりました。

それで、こんな説明は、ちょっとあっているかどうか、わからないのですが、その10年前、ここの改善、十何年前ですね、始まったときから、私はここの、この改善地内に土地は何らそういうもの、何もなかったのです。私の所有地が。それでも、今の時代なので、「じゃあ、この畑、全部借りてもいいや」と、そんな感じで始めました。

それで、太っ腹でね、対策、自分のこと言っただけなんですけれども、あまり木がたくさん、さっき死に地とありますけれども、「その死に地なんかでいいや、ボランティアと一緒に」なんて、どうせだめなのわかっていたのですけれども、借りてやりました。

ところが、借りた、その0024号線からの雨水と支流のあれが、もう、10年前からもう間違いなく、にわか雨とか、ああいうときはもう全部流れてきたのです。それで、一

番下にこの 0003 号線ですか、そこが一番のネックなのですよね。

そこで、みんな水が溜まってしまうのです。

それで、結局、水が溜まって、普通の雨と書いてありますけれども、まあ、ちょっと誤解があると思うので、普通の雨でも、ほら、梅雨時とか、秋雨前線がかかっているときに台風がきたとか、そうすると 1 週間ぐらい毎日雨になります。

それだけで、大体 80 アールぐらい水没します。

それで、今までは 40 アールぐらいだったのが、何で水没するかというと、舗装していただいたのですよ、0024 号線を。

そうしたら、高くしたものですから、そこでストップしてしまうのですね。

それと 0003 号線でストップする。

それで、ほとんど水没するということになります。

それで、その雨水が、そこまで側溝がきているのですよ。

そこまで、大体構造改善の土地が、もう買収しなくて済む土地が 100 メートル、それで、側溝から 100 メートルぐらいで、約 200 メートルだから、簡単に排水をしてもらえるのかなと思っていたのですが、10 年経ちました。

そんなことで、何かいい方法で、まずはそこだけをちょっと簡単な雨水を抜いてもらえないかなと思って、一応これ陳情したのですけれどもね。はい。

そのあたり、その死に地というのは、0003 号線ですかね、そこから、カーブの水は北側へ落ちるようになっているのです。

それから、昔ですね、何年前かな、もう四十何年前に 0003 号線、舗装したのですけれども、この家が 1 軒もなかったのです、私の家から東に。

それで、そこで、道がいいし、市の水道が入っているということで、分家住宅がたくさんできました。

それで、その住宅の雨水が全部ここへ溜まるということになりまして、もう年々ひどくなってきたという状況です。

そんなことで、ひとつ、まずはその雨水を大量では間に合わないのですが、ちょっとだけ溜まったのを抜いてもらうことだけできないかなと思って、今日説明しているのですけれどもね。

それで、もう 1 つは、下奈良部がもう 2、30 年前ですか、この構造改善が終わりまして、0024 号線ができています。

うちのパートさんなんかも帰るときに、自転車で、道がいいものだから、南上野からうちに勤めにきます。

それで、にわか雨がちょうど 5 時にあったので、帰れないので、私がトラックへ自転車を乗っけて送っていった、そうしたら、そのうまく考えたな、市役所の人は、その道路が、0024 号線が川になっているのですね。

それで、南上野の側溝のほうにちゃんと流れて田んぼのほうへいくようになっていたのです。

「あ、これがやれば、じゃあうちの上奈良部も、やっていただけるのかな」と思って期待していたら、いまだにやっていただかないので、余計、だんだん、カッカカッカと私はきています。だって被害遭っているの、私です、が一番大きいからね。

被害は 80 アール、簡単に計算すると 40 万～50 万の売り上げが、80 アール、全滅します。

それで、その簡単に言えば、ほかの人は見ている、青々として、元気に育っているように見えるのですね。全部病気になってしまうのですよ、根っこが、ほら、根っこ、それから葉っぱにヘドロが溜まります。

それを一生懸命生かそうと思って、また、私は一生懸命砂を落として、アミノ酸という液まで入れてですね、吹っ飛ばして何回もやりました。

でも、わかったことは無駄なことはやらないほうがいいや、結局、排水溝を、簡単なですね、排水溝をちょっとだけつくっていただけないかな。

そんなことでお願いに上がりました。よろしくお願いします。

○市田委員長 陳情人の説明は終わりました。

ただいま、2つの陳情の説明いただきましたけれども、陳情人に対して、確認したいことがある方は順次発言を許します。

はい、大島委員。

○大島委員 大島と申しますけれども、今回陳情が2件出ていて、今委員長の説明では、1件ずつご説明を伺いながら、1件ずつ討議しましょうということだったものですから、今、ご説明を聞くと両方一緒くたになっているような感じがしました。

それで、できれば、2つ出ている陳情のうち、1番目の委員長が最初に求めたとおり、市道 0024 号線の舗装工事及び排水溝の整備についてをやって、それでその次に畑地構造改善事業地内の畑地に、雨水が溜まり、梅雨時期と秋雨時に特に収穫不能の死畑地が多発している件ということで、分けてやられたほうがいいのかと思いますので、以上の個別にまずやられることを願うのと、まず1点目の市道 0024 号線の舗装工事及び排水溝の整備についてからちょっとお伺いしたいと思うのですけれども、これについては、我々議会に出されると何か同時に、市長あてにも同様の要望書が出されたようではありません。

それで、聞くところによると、市の回答もいただいているようで、その市の回答によると、自治会様の協力を得ながら、その舗装工事については順次進めていくという、もう回答が出ているようなので、この議会で、逆にこれはもう決着しているように思われるので、取り下げていただいたのがいいのかというふうに思っています。

しかし、地域の事情の説明を今伺いましたので、こういったその陳情については、市長と議会に同時に出示されたものについては、議会で周知をしようという処理が今まで行われてきたものですから、そういったことをご理解いただければと思っています。

それと、その過去に振り返ってみると、どうも平成 29 年に自治会さんにも。

○増淵議長 それは内部事情とか、執行部の見解は議会に関係ないので、手順として、聞きたいことだけ聞いてもらわないと困るので。

○大島委員 では、当時のちょっと事情だけ、ちょっと自治会長さんに説明いただければと思うのですけれども、当時舗装工事が進めている中、地域の事情で中断されたというのを伺っているのですけれども、そこら辺の問題が解決されているのかどうかも含めて、ちょっと教えていただければと思うのですけれども。

○市田委員長 はい、仲田様、大丈夫ですか、よろしくお願いします。

○陳情人 すみません、自治会長ではなくて、私のほうがちょっとその事情について、実は私がストップかけたのです。

だって、ボタンの掛け違いだと思うのですが、その市道 0024 号線が舗装にされると、もっと早くその私どもの畑へ水が流れてきてしまうのですね。それで、「悪いけど、ちょっと待ってくれ」と。

それで、今議会のほうが、今度は順次ずっと上まで、北のほうまで舗装をするということになっているらしいのですが、その場合に、申し訳ないのですけれども、排水溝は先にボタンをかけてくれないかという要望なのですけれども、これは。

○市田委員長 はい、大丈夫ですか、はい、大島委員。

○大島委員 だから、当時、その雨水の処理については、雨水の浸透施設についても、同時進行で何かやられているように聞いたのですけれども、土砂の流れ込みが激しくてすぐ詰まってしまうとかっていう、その事情もあるかとは思っているのですけれども、今回市長のほうにも陳情を出されて、そういったことについても、順次やっていきますよという、何か回答を得られていると伺っています。

そういった意味では、最初に申したとおり、既に進んでいるものについてですから、議会としては本当は取り下げてもらいたいかなとは思いますが、地域の事情を広く知らせたいということでは、議会で周知しましょうということが一番いいのかなと思います。以上です。

○市田委員長 はい、他の人。

はい、仲田さん、どうぞ。

○陳情人 私がストップをかけて、それで、市の方が、「じゃあ、ここへ浸透ますをつくりますから大丈夫です」というわけだった。

ところが、ボタンの掛け違いといいますか、今の雨の量が違うのですよね。

例えば、3日連続、60ミリが3日とか、それで、浸透ますが、実は何の役にも立たないで、その4反歩なり、8反歩が全部水没したと。

だから、浸透ますは、私から言わせると、本当失礼なのですが、「子供だましかったなって、つくった次の年ですよ。

要するにつくればいだろうという考えではだめだから、「その水が抜けるところをぜひお願いします」という要望なのですけれども、ちょっと無理かもしれませんが、よろしくお願いします。

○市田委員長 はい、ありがとうございました。

そのほかの委員で確認したいことがあれば、順次発言をお願いしたいと思います。

どうですか、何か。大丈夫ですか。

はい、わかりました。

では、これは陳情2件出ていますけれども、関連しているので、一括でまとめてもよろしいですか。

はい、わかりました。

○陳情人 はい、わかりました。

○市田委員長 はい。

○大島委員 当初1件ずつということだったものですから、両方とも関連しているので、



どうも関連したお話になっているので、ちょっと改めて、その2件目の死畑地になってしまう、それが多数発生している件についても、ちょっと確認したいと思うのですけれども、それについても執行部のほうに同じ、市長のほうに同じ内容が出ていて、それで、執行部の回答としても。

○増渕議長 執行部の回答、関係ないですよ。

○大島委員 いえいえ。

○増渕議長 この回答は執行部だから。

○大島委員 委員長、よろしいですか。

○市田委員長 はい。

○大島委員 地域の実情をかんがみながら、その施工方法とか、工法については、十分検討してやっていきたいということで、やるという、その返事がいっていると思うのですが、そういった意味では、逆に、本当に何回も言っていますけれども、一旦は決着をしているように思えるので、これについても、議会周知、「こういう事情があって今困っているんだよ」というのを議会で周知をしていただくということでよろしいと思います。以上です。

○市田委員長 ほかになれば、はい、津久井委員。

○津久井委員 津久井です。最初にその陳情というか、話をしてからもう10年ということですよ。

やはりそこが一番大きいところだと思います。

やはりこれだけ陳情を出すということは、やっぱりここ10年、相当困っているということだと思います。

だから、やはり、市民目線というか、人に寄り添ったまちづくり、これはスローガンであるわけだから、やっぱりそういう苦情が出た場合には早めに対応してあげると、これが一番だと思います。

ここへ本当に、この件以外にも、ここ10年で、いろんなところで雨水対策で出ていると思います。

だから、やっぱりこれだけ水没しているから困るような市民を後から支えるのではなくて、そういうのを防ぐ、なるべく早めのスピード感をもってやれば、こういう陳情もそうは出てこない、私は思います。

そういったことをほかの議員もちょっと理解してもらって、この後しっかりとお願いします。

○市田委員長 ほかの委員で何かありましたら、ご意見いただきたいのですが。

大体、お二方の意見で集約されたような感じもしますので、ここで、陳情人の退席という形でよろしいですか。

では、仲田様お二方、どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

○陳情人 どうぞひとつよろしくお願ひします。ありがとうございました。

(陳情人退室)

○市田委員長 それでは、まず、陳情第4号についての各委員の意見、考え方等を伺った上、結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○大島委員 はい、委員長。

- 市田委員長 はい、大島委員。
- 大島委員 陳情第4号については、先ほど私の意見を申し上げましたけれども、議会と執行部に同時に陳情書が出て、執行部のほうは既にやるという回答を出されているようなので、議会周知でいいと思います。
- 市田委員長 今、議会周知という話も出ていますが、ほかの委員の意見を求めます。
- はい、梶原委員。
- 梶原委員 梶原です。そうですね、市のほうにも出ているということなのですが、これは議会のほうに陳情書がきているので、議会で陳情書を、出た以上はきちんと審議すべきかなと思います。
- 市田委員長 そのほかの委員、どうでしょうか。橋本委員、何か。
- 橋本委員 ないです。
- 市田委員長 ないですか。鈴木委員も。
- はい、大島委員。
- 大島委員 きちんと審議するという意味では、委員会でやっぱり現地に行って、現地調査をしたり、現地で本当は状況を確認すべきだと思います。
- ただ、執行部にも同時に出ていて、その中でやると言っているものをどうなのかなと思ったものですから、今回は周知でよろしいのではないかという意見を申し述べ上げました。いかがでしょうか。
- 市田委員長 はい、わかりました。
- 今、ちょっと意見が分かれていますけれども、議員周知という考え方と、あと採択して賛成か反対かという。
- 増渕議長 ここは採択の場だから。
- 採択の場だから。
- 市田委員長 採択。
- 増渕議長 常任委員会で採択しなくては。
- 市田委員長 ということで。
- それでは、陳情第4号、まず4号ですね、4号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 市田委員長 はい、ありがとうございます。挙手多数であります。
- したがって、陳情第4号については、採択とすることに決しました。
- 次に、陳情第5号についても同じことをお聞きします。
- 陳情第5号を採択とするか、不採択とするかという、行いますが、これもご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 市田委員長 それでは、異議なしと認めます。
- お諮りいたします。陳情第5号について採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手多数)

○市田委員長 ありがとうございます。挙手多数であります。

したがって、陳情第5号についても採択とすることに決しました。

はい、大島委員。

○大島委員 委員会の決で採択となったことについて、異議を申し上げるわけではないのですけれども、例えばですよ、商工会議所とか、商工会が、市長と議会に要望をよく出しますけれども、それらは議会周知ということで、私たちは、今まで処理をしてまいりましたが、こういったその重要な問題であるけれども、個別のこういった案件を、それぞれ今後行っていくことに対して、多少疑問を投げかけるものであります。

できれば、地域のその意見というのは、連合会、総連合会でまとまった案件として、できれば上げていただきたいような気がいたします。

個別の案件については、今回も、市議会の一般質問で実はやる予定があったとか、担当者によく話を詰めていく上で、今回執行部から回答が出ているように、前向きな回答が出ている。そんな状況も踏まえますと、今後、こういったことの取り扱いについても1回話し合ってからきちんとやるべきだという意見を申し述べさせていただきます。委員長、よろしく願いいたします。

○市田委員長 増渕議長。

○増渕議長 私、本当は意見を申し上げる立場ではないのですけれども、陳情とって出されたのと、商工会議所で出されたものは、全然質が違うし、陳情が出されたものに関しては、ちゃんと事務局は受け付けるという、もうこれは決まっている、法律で決まっていることなので、条例で決まっていることを粛々とやっているの、今の意見はちゃんと仕訳をした中で、それもちゃんと幹事会にかけて、そこに、幹事会の中でこの委員会に振られるということで、振り分けたことをまた蒸し返して、こういうふうな意見を言うことは、副委員長として大変これは遺憾だと、私は思います。

ちゃんとルールどおりにやったことを粛々と進める中で、それが通らなかった場合に、こういうことがあるとかというのは、それは陳情人がきちんと上げたことに対して、議会は受けることを、仕訳したり、これはこうだとか、これはこうだとか、これは一般質問でやるとかというのは関係なく、先ほど津久井委員が言ったように、10年間お困りだから陳情として上げたことを粛々と議会が受けなければ、そこで差別するようなことをやってしまったらば、これは議会の信用にかかわるので、普通発言は、私は許されませんが、これは議会をまとめる人間として、そういうことがはばかるようになってしまっは、議会の公平性が保てません。

でありますので、それと、執行部の意見が、大島委員には届いているらしいですけれども、これは知らない、議会のみんな、メンバーは知らないことを、ごく一部の人間だけが執行部からの情報をもって、それを皆さんに誘導するような意見を言うことは、これは期数を重ねた大島先輩であっても、それは執行部と意見が、これは、執行部が出さないの、それをまた執行部が、ごく一部の、皆さん、そこにいる全員の人はこの結果を、ちょっと申し上げたいのですけれども、聞いていますか、委員の皆さん、執行部からこういうことをやっているというのは聞いていますか。

(「聞いていません」と言う者あり)

○増渕議長 聞いてないですよ。聞いてない人と聞いている人がいるということは、こ

れはここにある意見の中の判断材料が変わるし、執行部は執行部の意見であって、議会は議会として陳情されたものを議会の中で採決するというのが、これは当たり前のことでありますから、今の意見は、大島委員らしからぬ意見だと思いますので、これはある程度参考にしていただくと困るので、これは申し添えておきます。何かあったら言ってください。

○市田委員長 はい、大島委員。

○大島委員 最初にお断りしたとおり、ここで(…)された決議に決して反対するものではないということ、最初に申し述べたと思うのですが、その過程において、あるべき姿というのを申し述べさせていただいたわけでありまして、

それで、執行部云々というのは、私が個人的に調べて、この委員会に来るまでに調べたことでありますから、その調べたことを申し述べさせていただいたわけでありまして、逆にその調べたことについて、執行部の説明をもらおうかなと思ったら、議長のそれは違うだろうということで答弁なられたので、そこの説明いただけなかったのですけれども、今後、こういったものについては、そういった考えに対する意見も参考にとどめていただければということで申し上げました。

○増渕議長 委員長。

○市田委員長 はい。

○増渕議長 基本的に、執行部と我々議会は二元代表制なので、二元代表制なので、執行部と意見が変わることがありますし、それから先ほど津久井委員が言ったように、10年間やっていなければ、答えが何年間か、今大島委員はやるということをおっしゃっていましたが、何年でやるとか、あと10年延ばすのか、20年延ばすのかということは全然出ていないわけですよ。

やる方向でいきますというだけの答えと、議会在議決して、そこでそういうことを早めに、早急にやってくれという議決は重さが違うので、そのところをきちんと、議会は二元代表制の一翼を担っているの、そのことは全く別のスタンスなので、市長に出した陳情は行政執行官としてお願いします。

議会に対しては、それをより早めてくれということで、陳情の質が違うと思いますので、そのところはき違えるような発言はやめていただきたいと思います。以上です。

○市田委員長 はい、津久井委員。

○津久井委員 ちょっと私も一言。

やはり地域にあったまちづくりというのがもう基本なのだから、やはりそこをもう少し重く見てもらいたい。

まして、こういうふうになんていうのは最近のことであって、やはり最近、先ほど自治会の方も言われましたけれども、毎年その40万も50万、作付が減ってしまうと、非常に、本人からすれば、非常に困っているわけですよ。

やっぱりそういうのを本当に、もう少し深く受け止めて、やっぱりそれに対応してあげる、それがやっぱり行政の役割だと私は思います。

こういう案件は本当にいっぱいあります。そこをやっぱり、執行部に提出したからといってすぐやる話でもないと思います。

とにかくお願いしてからもう本当に5年、10年は当たり前の最近の流れになっていま

す。

やっぱり地域に寄り添って、本当に困っている人もいるわけですから、少し重く受け止めて、そういうのをやはり各議員もよく心に、考えてもらって、心で考えてもらって、本当にこういう場所ですから、自分の意見でちゃんと言ったほうがいいと思います。以上。

○市田委員長 はい、いろいろご意見いただきました。

いずれにいたしましても、ただいまの挙手多数ということで採決することに決しました。

ということで、次の議案の4件に移っていきたいと思います。

議案第40号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))についてのうち、都市建設部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。郷都市計画課長。

○郷都市計画課長 都市計画課長の郷です。

議案第40号 専決処分事項の承認について「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)」中、都市建設部所管のものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和2年度補正予算に関する説明書」の5ページをお開きください。

上から3段目なのですが、13款1項7目 土木使用料、右側説明欄の「住宅管理使用料」1,300万円の減額につきましては、市営住宅の入居世帯の減少等による使用料収入減少のため補正したものであります。

次に、このページの一番下の行、14款2項4目 土木費国庫補助金、右側説明欄の「住宅管理費国庫補助金」1,303万4,000円の減額につきましては、国庫補助金の額の確定により補正したものであります。

次に、9ページをお開きください。

21款1項5目 土木債、右側説明欄の「道路長寿命化対策事業債」940万円の減額、「橋りょう長寿命化対策事業債」40万円の減額、「都市公園整備事業債」70万円の増額につきましては、それぞれ事業費の確定により補正したものであります。

次の8目 災害復旧債、右側説明欄の「道路橋りょう災害復旧事業債」370万円の減額、「都市計画施設災害復旧事業債」20万円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定に伴い補正したものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

19ページをお開きください。

上から2段目、8款4項2目 土地区画整理事業費、右側説明欄の「新鹿沼駅西土地区画整理事業費」4,685万8,000円の減額につきましては、補償交渉不成立のため、補償金を補正したものであります。

次に、5項1目 住宅管理費、右側説明欄の「市営住宅施設整備事業費」1,219万6,000円の減額につきましては、施設整備工事費の確定により補正したものであります。

以上で、議案第40号 専決処分の承認について「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)」中、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、大島委員。

○大島委員 大島です。5ページ、6ページの使用料・手数料、住宅管理料が1,300万円減額と、その棟数とか、戸数割で教えていただけますか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。松本建築課長。

○松本建築課長 建築課長の松本です。

大島委員のご質問にお答えしたいと思います。

市営住宅の使用料の減額についてですが、当初の予算額は前年度の収入をベースとして見込みましたが、当初の予算額を下回ることでなっていました。

先ほど説明で、戸数が減少したことが主な原因と説明いたしましたが、戸数は令和2年4月1日から令和3年4月1日まで26戸ほど減少しております。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

大丈夫ですか。はい。

そのほかの委員で何か質疑ありましたらお願いいたします。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。19ページ、土木費5項1目住宅管理費のうち、市営住宅施設整備事業費が減額になっていますが、確定ということなのですが、詳しく教えていただきたいのと。

何かその工事、不要な工事とか、工事ができなかったものがあるのかを含めてお答えいただきたいと思います。

○市田委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。松本建築課長。

○松本建築課長 建築課長の松本です。

梶原委員のご質問にお答えいたします。

まず、令和2年度に行った工事の内容なのですが、上野町市営住宅の解体工事、坂田山市営住宅の受水槽交換工事、西茂呂市営住宅の外壁等修繕工事が主なものであります。

それで、当初の金額より減額となった理由であります。先ほど言った工事のうち、西茂呂の市営住宅の外壁工事なのですが、それにつきまして、当初は屋根の部分も含めて改修をする予定でありましたが、屋根自体の劣化の損傷が少なく、改修しなくても大丈夫ということがわかりましたので、それについて改修を行いませんでした。

そのために工事費が予定より安価となりました。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 梶原委員、大丈夫ですか。はい。

その他の委員で何かありましたらお願いいたします。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第40号中都市建設部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号中都市建設部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 47 号 市道路線の廃止について及び議案第 48 号 市道路線の変更について、関連しておりますので、一括して議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。小磯維持課長。

○小磯維持課長 維持課長の小磯です。よろしくお願いいたします。

議案第 47 号及び 48 号につきましては、関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

まず、議案第 47 号 「市道路線の廃止について」 ご説明いたします。

今回廃止する路線は、3 路線です。

関係資料にあります最初のページ、「市道路線廃止図」をご覧ください。

市道 A086 号線は、玉田町地内において現況の道路形態がなくなったため廃止するものです。

次のページをご覧ください。

市道 i 001 号線は、楡木町地内において現況の道路形態がなくなったため廃止するものです。

3 枚目の「市道路線廃止図」をご覧ください。

市道 M005 号線は、深程地内において現況の道路形態がなくなったため廃止するものです。

次に、議案第 48 号 「市道路線の変更について」 ご説明いたします。

今回変更する路線は、1 路線です。

関係資料の 4 枚目です。「市道路線の変更図」をご覧ください。

市道 1835 号線は、千渡地内において現況の道路形態の一部がなくなったため、起点を変更するもので、実線で表示してあるものが変更後の路線となります。

以上で、議案第 47 号及び第 48 号の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。ちょっと全く素人でわからないので、教えてもらいたいのですが、市道路線が廃止になるということで、これ恐らく現況に、多分道路がないという状態なのかなということは思うのですが、もともとその分の土地というか、面積というのがあったと思うのですが、その部分というのは、所有者というか、そういったものというのは、どんなふうになるのか、ちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。宇賀神維持課路政係長。

○宇賀神路政係長 維持課路政係、宇賀神と申します。

今回廃止される路線の底地につきましては、今回番号がはずれたことによって、鹿沼市所有の認定外道路という形になります。

市道の番号がはずれて、道路法の枠からはずれて、ただ、行政財産として道の機能があるよということになるのですが、現況道路が、もう道路形態がないということなので、今回市道路線の番号をはずしまして、また、以前の土地所有者さんのほうで、その土地を利活用して、土地利用をしたいということもありますので、そういった場合において、払い下げとか、場合によってはそういった開発の中に入っていくという形になっております。以上です。

- 市田委員長 梶原委員、大丈夫ですか。
- 梶原委員 ありがとうございます。わかりました。
- 市田委員長 ほかにご意見ありましたらお願いいたします。  
(「ありません」と言う者あり)
- 市田委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。  
議案第 47 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 市田委員長 ご異議なしと認めます。  
したがって、議案第 47 号については、原案どおり可とすることに決しました。  
続いて、議案第 48 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 市田委員長 ご異議なしと認めます。  
したがって、議案第 48 号については、原案どおり可とすることに決しました。  
次に、議案第 56 号 鹿沼市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。  
執行部の説明をお願いいたします。松本建築課長。
- 松本建築課長 建築課長の松本です。よろしく申し上げます。  
議案第 56 号 「鹿沼市市営住宅条例の一部改正について」 ご説明いたします。  
議案資料であります、条例改正の新旧対照表の 26 ページをご覧ください。  
今回の改正は、昨年度に解体工事を行いました上野町市営住宅を廃止するためのもの  
であります。  
以上で、議案第 56 号の説明を終わります。
- 市田委員長 執行部の説明は終わりました。  
質疑のある方は順次発言を許します。  
(「ありません」と言う者あり)
- 市田委員長 別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。  
議案第 56 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 市田委員長 ご異議なしと認めます。  
したがって、議案第 56 号については、原案どおり可とすることに決しました。  
以上で、今議会において、本委員会に付託されました都市建設部関係の案件の審査は  
全て終了いたしました。  
暫時休憩いたします。  
休憩後に上下水道関係の審査を行います。  
都市建設部におかれましては、ありがとうございます。  
それでは、暫時休憩いたします。  
再開は、ちょうど 11 時ということで、再開いたします。よろしく申し上げます。  
(午前 10 時 54 分)
- 市田委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、再開いたします。  
(午前 11 時 00 分)
- 市田委員長 議案第 40 号 専決処分事項の承認について (令和 2 年度鹿沼市一般会計



補正予算（第12号）についてのうち、上下水道部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

議案第40号 「専決処分事項の承認について」令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）のうち、上下水道部所管の予算について、ご説明いたします。

まず、歳入についてであります。「補正予算に関する説明書」、一般会計の5ページをお開きください。

一番下の段、14款 国庫支出金 2項3目「衛生費国庫補助金」の説明欄「浄化槽設置費国庫補助金」816万1,000円の減につきましては、浄化槽設置費補助金の事業費が確定したことによる減額であります。

次に、7ページをお開きください。

中段、15款 県支出金 2項3目「衛生費県補助金」の説明欄、「浄化槽設置費県補助金」595万6,000円の減につきましては、浄化槽設置費補助金の事業費が確定したことによる減額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

15ページをお開きください。

一番下の段、4款 衛生費 1項3目「環境衛生費」の説明欄、「浄化槽設置費補助金」の2,516万9,000円の減につきましては、事業費が確定したことによる減額であります。

以上で、議案第40号 「専決処分事項の承認について」令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第12号）のうち、上下水道部所管の予算についての説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。よろしくお願いいたします。

歳出の15ページ、4款衛生費1項3目の環境衛生費について、浄化槽の部分で確定して減額になっていると思うのですが、ちょっとそのほうの詳細を教えてください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

ただいまの質問で、補助金についての質問ということで、内容についてご説明を申し上げます。

まず、合併浄化槽の設置の補助金、5人槽、7人槽、10人槽、この補助金、あとは単独浄化槽から合併浄化槽に替えるときの単独浄化槽の撤去費用に係る補助金、それと単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えるときに宅内配管をどうしてもやりかえなくてはならないというときの補助金がこの補助金でございます。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 梶原委員、大丈夫ですか。はい、梶原委員。

○梶原委員 ありがとうございます。

それと、もう1つ減額になったということで、当初予定していた工事数と少なかったと思うのですが、その実績というか、当初これぐらい予定しましたけれども、これだけの工事となりましたというところをちょっと教えてください。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

まず浄化槽の設置のほうであります、浄化槽につきましては、154 基予定しておりましたが、実績につきましては、106 基の実績でございます。

単独浄化槽の撤去につきましては、20 個予定しておりましたが、実績は 46 個、宅内配管につきましては、86 件予定しておりましたが、55 件の実績でございます。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 梶原委員、大丈夫ですか。はい。

ほかに質疑はありますか。

(「ありません」と言う者あり)

○市田委員長 別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 40 号中上下水道部関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号中上下水道部関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午前 11 時 08 分)